

第 13回

岡山県都市計画審議会常務委員会

日 時 : 令和 2 年 2 月 3 日 (月) 13 時 30 分 ~

場 所 : 岡山県庁 3 階 第 2 会議室

第1号議案 株式会社田中商会 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について(1/2)

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法(抜粋)

第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令(抜粋)

第130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)

第2号イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

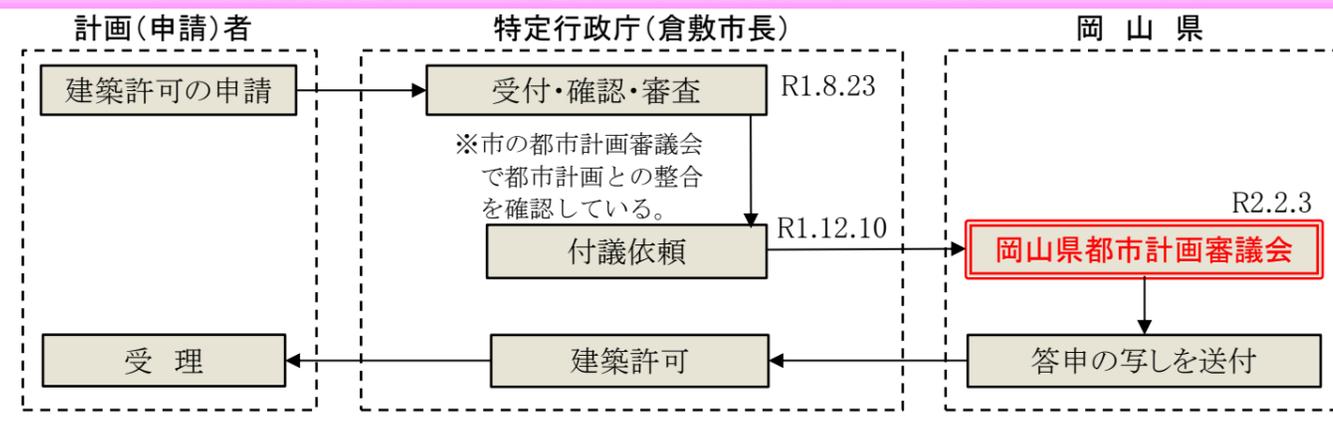
○廃棄物処理法施行令(抜粋)

第7条(産業廃棄物処理施設)

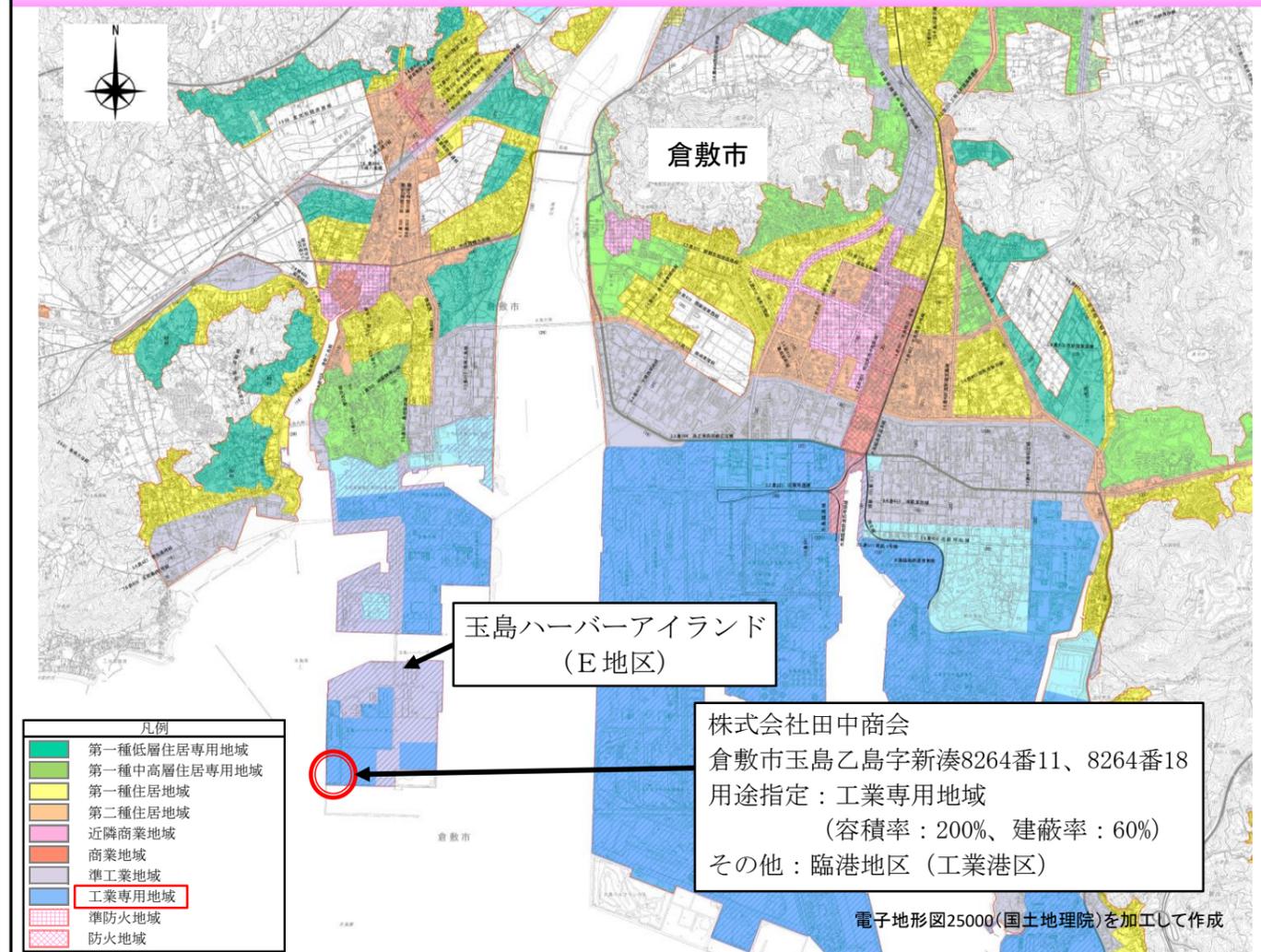
第7号 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日あたりの処理能力が5tを超えるもの

第8号の2 第2条第2号に掲げる廃棄物(木くず)又はがれき類の破碎施設であつて、一日あたりの処理能力が5tを超えるもの

産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図

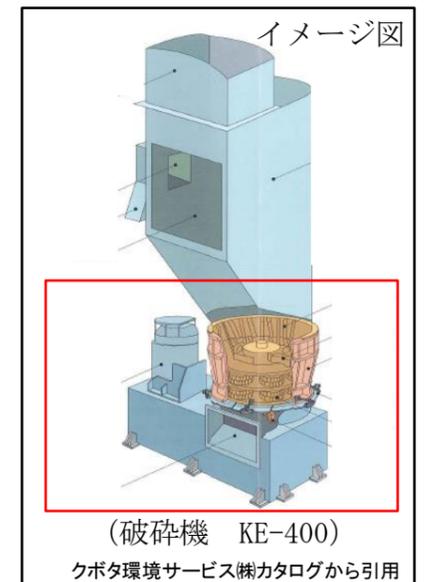


位置図



設置する施設の概要

- 【事業者】株式会社田中商会 代表取締役 室山 敏彦
- 【主要用途】産業廃棄物処理施設(中間処理施設)
- 【敷地面積】8,261.07㎡
- 【用途地域】工業専用地域
- 【処理能力】破碎機新設(1台)
- | | | |
|-----|--|-----------------------|
| 対象 | 廃プラスチック類 (36.8 t/日) 8時間運転 | →廃棄物処理法施行令第7条第7号 該当 |
| | 木くず (203.2 t/日) 8時間運転 | →廃棄物処理法施行令第7条第8号の2 該当 |
| | がれき類 (390.4 t/日) 8時間運転 | →廃棄物処理法施行令第7条第8号の2 該当 |
| 対象外 | 金属くず (164.0 t/日) 8時間運転 | |
| | ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず (368.8 t/日) 8時間運転 | |
| | | |

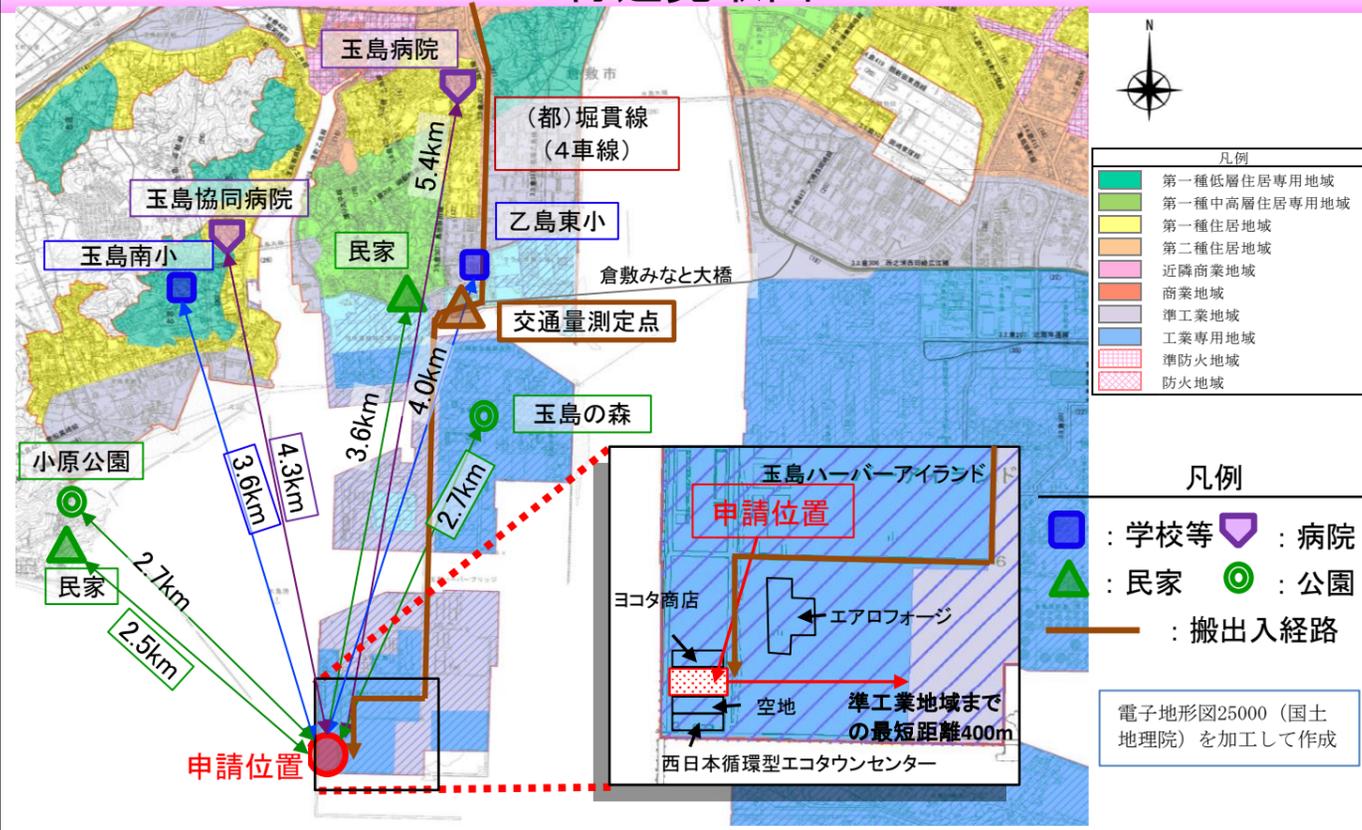


第1号議案 株式会社田中商会 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について(2/2)

都市計画上の観点

- ① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合
 - 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
 - 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
 - 学校、病院、公園などとの位置関係
- ② 都市環境への影響
 - 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
 - 生活環境影響調査による評価

付近見取図



②都市環境への影響

- 1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響

搬出入に関する車両台数は、破砕機の最大処理能力から、10tトラックで40台(往復80台)の予測で、当該敷地周辺の道路((都)堀貫線)における大型車現況交通量(8時から17時)約4千台と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられる。
- 2 生活環境影響調査による評価

周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(大気質、騒音、振動)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

■ 生活環境影響調査とは・・・
 廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、地下水から事業者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査報告書」から)

- 1 大気汚染(粉じん)

施設が建屋内に設置されること、および、当該敷地から半径400mの範囲は工業専用地域及び用途地域の指定のない地域(海)であり、民家等が立地していないことから、周囲の環境に与える影響は少ないと考えられる。
- 2 騒音

当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、騒音規制法の規制基準は適用されないが、予測値が工業地域に適用される基準値を下回っていることから、周囲の環境への影響は少ないと考えられる。
 [施設稼働] 基準(敷地境界・昼間) : 70db以下 → 予測 : 47.2db
- 3 振動

当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、振動規制法の規制基準は適用されないが、予測値が工業地域に適用される基準値を下回っていることから、周囲の環境への影響は少ないと考えられる。
 [施設稼働] 基準(敷地境界・昼間) : 65dB以下 → 予測 : 55.0db

①当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合

- 1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況

当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 2 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無

当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 3 学校、病院、公園などとの位置関係

当該敷地周辺にある学校、病院、公園など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れており影響がない位置関係にある。

→よって、既存の都市計画との整合に問題はない

結論

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考える。